

古殿町新型コロナウイルス感染症対策支援交付金交付要綱

(目的)

第1条 令和2年新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ感染症」という。）拡大の影響を受け、売上が減少した町内事業者等に対し、今後の事業継続，経営安定化を目的とした支援を行うため、この要綱に基づき、古殿町新型コロナウイルス感染症対策支援交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(交付対象者及び交付金の額)

第2条 交付金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、町内で事業を営む中小企業・小規模事業者等（以下「事業者」という。）であって、福島県が行う『福島県新型コロナウイルス感染症対策支援交付金』の交付を受けた事業者とし、1件あたりの交付額は10万円とする。ただし、古殿町農業経営継続支援事業の交付対象者は除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町税等の滞納がある者は、交付対象者に該当しないものとする。

(交付申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて、令和2年1月30日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 古殿町新型コロナウイルス感染症対策支援交付金交付申請書（請求書）（様式第1号）
- (2) 福島県新型コロナウイルス感染症対策支援交付金の交付決定を受けたことを証する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定及び交付)

第4条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、交付を決定する場合には、古殿町新型コロナウイルス感染症対策支援交付金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付とする場合には、古殿町新型コロナウイルス感染症対策支援交付金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定において、交付の決定がされた申請者に対し、速やかに口座振込により交付金を交付しなければならない。

(交付金の返還)

第5条 交付金の交付決定後、この要綱に反する事実を認めた場合には、速やかにその旨を町長に通知し、交付金の返還をしなければならない。

(失効)

第6条 この要綱は令和3年3月31日をもってその効力を失うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から適用する。